ウイグル文トゥリ文書研究覚書
——baš bitig, ’ydyš bitig, čïn bitig——

小 田 壽 典

はしがき

中国新疆ウィグル自治区、トゥルファン地方出土の古ウィグル-トルコ語文献の中に、故山田信夫教授の研究[1]によれば、200点あまりの俗文書ないし社会経済文書といわれ、また民間文書 (civil documents) とも呼ばれるものがある。とりわけ数量としても多い私的契約書類に属する法律文書は、ウィグル人の社会的経済的生活の具体的姿を映しだす貴重な史料である。私は、昭和61年度科学研究費綜合研究A（代表山田信夫）の「ウィグル文契約文書の綜合的研究」[2]以来、翌年急逝された山田教授の遺稿の整理を中心とする研究の継承と発展をめざして、梅村坦・森安孝夫両氏との共同研究に参加している。　しかるに、この文書研究の困難さは想像以上のものである。ウィグル文の単純な草書体は文書ごとの書き癖もあって解読にかなりの熟練を要する。言語的素養もさることながら、文脈の背景となる社会の実体を手探りで構築しなければならない。各文書の解読に完全を期待しながらも常に修正を余儀なくされる。フラストレーションの多い作業である。この困難な作業に精力を注がれた山田教授の眼目は中世ウィグル社会の史的考察にあったかと忖度する。本稿はさような教授の遺志を継ぐ試みの一つである。

さて、書類の中に、ウィグル人が名づけた文書の法的状態を表す baš bitig, čïn bitig, 'ydyš (ïdïš/idiš) bitig などの用語がある。これらの用語について、トルコ言語文学者のアラト R. R. Arat (G.R.Rachmati) は1964年にドイツ探検隊収集品を渉猟して初めて網羅的に紹介した。[3]その後、モンゴル語学者でもあるクラーク L. V. Clark は、『東トルキスタン出土ウィグル文民間文書研究導論』(1975) において、かなり詳しくまとまった論説を行なった。[4]この研究書はすでに指摘もあるように日本の研究業績にも関心を払っているので、注目しなければならない[5]が、惜しまれることの一つは、原文書の難解さに対応しきれない、安易な誤訳・誤解が目立つことである。たとえば、ここで課題とするアラトのいう「書類の法的状態を表す名称」[6]に対して

も、「書類の特殊型のための用語」(Terms for Specific Types of Documents)[7] という章立てを行なっており、大いに疑問の余地がある。そこであらためて用語の性質を検討したい。

ここでは、上記三つの用語についてのみトゥリ文書四点の考察から分析してみる。

1．文書 (bitig) の問題

biti-〈書く〉の名詞、bitig は「書くもの」の一般を意味する。碑文、書簡、書籍、記録文書、登記書類、法令（集）などすべてに使われる。[8] したがってそれは、Schrift (Radloff), vesika (Arat:トルコ語), document (山田 , Clark)などの対応語に置き換えられる。そして権利を証明するものであれば、証書（deed, sened:トルコ語) の意味にもなるし、法的義務を命ずるものならば法令でもある。クラークが契約書類に関したものを一般に文書 (document) とするのはよいが、文書の作成にあたって、“ *üč qata* ” を「文字どおりでは三度、この文脈では三つの複写」[9] とし、文書の複製がいくつか作成されたと考えるのは曲解である。そして文書の法的状態について二重の誤解を生みだしている。[10]

(A) 売買ないし借用の契約書で、三つの複写が作られた場合があると考え、各複写の機能と所有権は明らかでないが、当事者双方が各一通を所持し、さらに一通は官庁の公的記録となった、と想像する。

(B) 法的契約書のすべてないし大部分は書面の「裏書（うらがき）」として「証書の題目」(deed title)が書かれ、それは契約書の型 (type) と契約書の所有権を特定した、と思惑を述べている。

つまり、文書の裏書によって証書としての型が特定されたとし、これに対応する用語として baš bitig などの名称が付けられた可能性を考えたようにみえる。しかしこれは大いに疑わしい。「三つの複写」の出典は、たとえば、「私、メンギュが、ベグ＝テミュルに三度言わせて、書いた」(*män mänggü bg tmür-kä üč qaḍa ayïḍïp bitidim:* Ry 543, 23)[11] とあって、決して三度書いたのではない。「裏書」は保管のために折り畳んだ表書であり、ときどき記載があるにすぎない。山田教授の指摘のように、文書の所有者による覚書の域をでない。[12]

要するに、文書の複写が行なわれた根拠はなく、また「裏書」の題記は文書の法的性質を特定するものではなかった。たとえば、売買契約書は新しい所有者（買主）が物件の所有権を取得する唯一の証書であったはずである。山田教授は「文頭の日附にはじまり、 売買の理由、売買の対象物、代価の授受、買主の権利宣言、違約罰、証人の記名、売主又は証人の印記、書き手の記名、という諸事項が不可欠のこととして記載されている」[13] という。そうだとすれば、これは一定の契約を履行し売買行為を完了したことを証明するものであって、[14] この文脈にしたがえば、売主は代価を領収し、買主へ物件の引き渡しを行なうと同時に売買文書を振り出したのである。それは権利譲渡証書といってよいもののようにみえる。したがって唯一の文書の正当な所持者が文書の証明する権利を有したのである。貸借契約書であれば、もし貸主が文書を所持したとすれば、借主が物件の借用を契約して貸主へ振り出したものであるに違いない。貸借関係が終了すれば、文書は借主に返却されたかも知れない。文書に「裏書」された借主と借用物件の名称は、文書を保管した貸主の覚書なのである。[15] われわれは、所有権や債権を明確にする文書は常に唯一であったと理解する。おそらく、実際のやりとりの場において慣用的な用語が便宜的に使用され、文書の法的状態が明らかにされたのではなかろうか。

２．トゥリ文書の四点

トゥリ (Turï) という人物に関係する文書は七点が知られている。すべてラドロフ W. Radloff によって*Uigurische Sprachdenkmäler,* Leningrad 1928 (USP. と略す）で発表された。第１回ドイツ・トゥルファン探検隊のグリュンウェデルがベルリンへもたらしたもので、 出土記号から D=Dakianus (高昌故城) の、おそらく同一地点から取得された可能性は高い。事実うち少なくとも二点はトゥリ宛文書である。文書の記載から、かれは「師」(*baxšï*)とも敬称され、また ブダシリ師 (Budaširi baxšï)と何らかの法縁がありそうだから、仏僧の身分であろうか。一方カラン[16] 納税者で、葡萄園所有者でもある。下記四点の文書はトゥリ所有土地の売買にかかわる一連の経過を示唆する。兎年から犬年にいたる足掛け八年の歳月にわたるものである。また偶然出土した

この四点の文書から一種の係争事件を知ることになるが、概要を察知することは難しい。しかし文書のなかに使われた用語の機能を分析する方法の一つにはなりうる、と考える。

以下に文書の出土記号（ベルリン所蔵新記号）と USp. 番号を記す。山田教授所蔵の写真によって検討し、また共同研究者から助言を得たことに感謝する。なお（２）（３）はトゥグーシェヴァ女史 L. Ju. Tuguševa (1983) によって再研究が行われた。[17)]

(1) TM 220 (U 5245):USp.14 [5A04]
(2) TM 213,D188(U 5295):USp.24 (tug.83)
(3) TM 219,D200(U 5293):USp.17 (tug.83)
(4) TM 227 (U 5244):USp. 6 [1A08]

2. 1 まず、第１文書の様式は、(a) 日付、(b) 当事者、(c) 事由、(d) 経過、(e) 条件、(f) 相手方、(g) 立会人、(h) 書記、(i) 立会人の印記、(j) 補記からなる。

(a) 日付：兎年第２月 22 日。
(b) 当事者：「くにびと」代表者たちの名前。
(c) 事由：「くに」のために通貨用の棉布百本 (2.5反巻)をイナル＝コチ(Ïnal Qoč)から受領した。
(d) 経過：「くに」のカラン納税者のトゥリ(Turï)を葡萄園関与者として与え、以前に差し向けたカラ＝トイン(Qara Toyïn:カラン納税者）を戻し受領した。
(e) 条件：引き渡す葡萄園取締人（?）[18)] のトゥリのためにカラン(税)などあらゆる税負担等への関与を免除する。
(f) 相手方：ブダシリ師(Budaširi baxšï)へ委譲した。
(g) 立会人：四人の立会人の名前。
(h) 書記：バチャク＝トゥルミシュ(Bačaq Turmïš)の署名。
(i) 立会人の印記：四人の印記
(j) 補記：「くに」に利益あるために葡萄園主トゥリを葡萄園関与者として与え、カラ＝トインをもどし、われらは受領したこと。

以上第１文書の (a) から (c) までは、売買文書の形式と類似するが、(d) から (f) までは、「くにびと」(地域共同体：il bodun)と相手側との間に葡萄

園関与者の交換を行ない、共同体から差し向けるトゥリなる人物の税負担などへの関与を免除する。　(j) は「くにびと」側がカラ＝トインを取り戻した受領証文であろうか。トゥリが派遣された相手側の集団が明示されていない。(f)「私たちが委譲（直訳：会って渡）した」（*Tapšurup birtimiz*: 16）相手側のブダシリ師はこの証書の受取人なのか、トゥリの身元引受人であるか、決定的な判断を下しえない。カランなどの免責特権を得ていたのはインチュ(inčü)領 (モンゴル皇族領)[19] のほかでは寺院領[20] であった。この文書の主文がわかりにくいが、カラン納税者のトゥリとカラ＝トインの交換引き渡しを実行し、トゥリの税負担などの義務免除を証明する文書ではないだろうか。共同体側が振り出したものであるが、この証明書の実際の受取人はトゥリ本人なのか。この取引の内情にトゥリの葡萄園売買が絡んでいたことを、第２文書は示唆する。

2. 2　第２文書は書簡である。トゥグーシェヴァ女史によって再研究が行なわれた。

(a)　発信人：アラ＝テミュル (Ara Tämür)。
(b)　受信人：トゥリ師 (Turï Baxši)。
(c)　事由：貴殿の葡萄園をくには権力を行使してイナル＝コチ(Ïnal Qoč)　へ売却しようとした。[21]
(d)　経過：私(Ara Tämür)はくにびとと会見し貴殿の売却した「..?.」[22] がわかり、［くにびとは］私へその代わりに葡萄園の提供者となった。
(e)　用件：〈文意の再検討：下記〉
(f)　補足：(売買契約を履行しなければ)、貴殿は何も得られないことになりましょう。

この書簡によって第１文書の内情が明らかになる点は、共同体がトゥリの葡萄園を無理にイナル＝コチへ売却したことである。第１文書の (c) と第２文書 (c) は照合する。売買文書の実例にしたがえば、前者の文言は売主の「売却動機」（山田 1963b, p. 38）を記した部分にあたる。あるいは共同体が振り出したトゥリの葡萄園売買文書が別に作成された可能性もある。トゥリは何らかの代償を設定したので、この書簡の発信人であるアラ＝テミュルが仲介にはいった、ということであろうか。　(d) の文言は十分

に理解しがたい。[23] 結局、葡萄園の売却をトゥリへ履行するように要請（または強要）する旨の書簡がこれである、とみたい。

では、(e) の用件について検討してみよう。トゥグーシェヴァ女史の音訳と解釈は以下のようである。[24]

(7) ämdi s(a)nga sözüm borluq̈ung-
(8) nïng orṅïṅ-ta borluq̈ til(ä)zä-m(ä)n
(9) borluq̈ biräyiṅ {...} tip turur
(10) til(ä)mäzä-m(ä)n biḍig qïlïp turur
(11) töläč quruγ qalmayïṅ tis(ä)r-s(ä)ṅ
(12) s(ä)ṅdäki idiš biḍig-ni birip
(13) manga čïn baš biḍig qïlïp
(14) ïdγïl biḍig kälmiš-tä orṅïṅ-
(15) ta borluq til(ä)p alayïn s(a)nga
(16) borluq̈ung-nïng sadïγïn küzkädäki
(17) qïlïp qodayïṅ

(7-8) 今、貴殿に申し上げるには。もし貴殿の葡萄園の代わりに私が［別の］葡萄園を請求するなら、(9) ［私に］ 委ねるつもりである。(10) もし請求しないならば、［販売についての］文書をつくる。(11) もし貴殿が［葡萄園の］価値を失いたくないならば、(12) 一時的な使用に関する文書を提出せよ。(13) [それに基づいて、]「真の」基本文書をつくり、(14) 私に送り届けよ。文書を受け取ったときに、(15) 私は請求するだろう、そして、その代わり (16) に葡萄園を受け取るだろう。料金を秋までに (17) 用意しよう。

まず順を追って音訳と解釈を検討する。 (7-8) はだいたい賛成である。「今(～ *ạmḍi*)、貴殿に申し上げるには。貴殿の葡萄園の代わりに(～の）葡萄園を、私が請求すれば」とある。どこへ請求する（*tilä-*: 願う）かといえば、共同体へであることは疑いない。 (9) の直訳は「葡萄園を私は与えよう、と言っている」。 「言っている」主辞は第３人称単数であるから、やはり「共同体」であるに違いない。(10) の「もし私が［代わりの葡萄園を］請求しないならば」以下の解釈については、別の解釈も成り立つようだ。 *biḍig qïlïp turur* はファクシミルでは *bidip qïlïp turur*:「書き作っている」で

ある。トゥグーシェヴァ女史は誤写とみて訂正した[25]が、私はこのまま理解すべきではないかと思う。そして次の (11) *töläč quruγ qalmayïn*:「代償(〜代価)を私は得ることにならない」にかかる文言であろう、と考える。(10-11) は二重の条件となり、文意からすれば単なる仮定の条件ではなく、「私（アラ＝テミュル）は別の葡萄園を請求したくないし、貴殿も代価を得られなくなりたくないならば」というほどの意味ではないか。(12) 以下の受信人トゥリへの要求ないし指示を引き出す前提となっているようにみえる。したがって (10) 以下について次のように翻訳したい。ただ baš bitig, 'ydyš bitig は、ここでは触れずに後章で検討する。

(10) 私が［別の葡萄園を］請求しないならば、［共同体が］書き作っている (11) 代償を「私は得ることにならない」と貴殿がいうならば、(12) 貴殿のところにある 'ydyš bitig を［共同体へ］与え（〜返却し)、(13) 私に「真の」baš bitig を作り、(14) お送り下さい。文書が来たときに、その代わり (15) に葡萄園を請求し私は受領しよう。貴殿に、(16) 貴殿の葡萄園の売価を秋までに (17) 私は作っておこう。

以上によってみると、トゥリの葡萄園は共同体に保留されていたことが推測される。共同体はトゥリの葡萄園を売却させる代わりに、何らかの代償をトゥリに契約したようにみえる。'ydyš bitig とはそのような文書を指すのではあるまいか。

2. 3　第３文書も書簡であり、トゥグーシェヴァ女史によって再研究が行われた。[26]

(a)　発信人：くにびとの代表者たち(第１文書と同一)。
(b)　受信人 (1)：スヴァル(Suvar 〜?ソヤル: Soyar 地名?)のベグたちの名前。
(c)　用件(1)：スヴァルの貴殿たちの間にトイン＝クリ＝アジャリ (Toyïn Qulï ačari)書記[27]によるトゥリの土地の baš bitig があるようだが、その文書がコチョ＝キシル(Qočo Qïsïl) かどこかにあれば、イミシュ(Yïmïš)へ渡すように請求し、彼からも請うて受け取って下さい。トゥリとは大喧嘩になっているので、怠りなくやって下さい。

(d)　受信人 (2)：イミシュ(Yïmïš)
(e)　用件 (2)：貴殿はスヴァルの人たちからトゥリの文書を受け取り、［当方へ］お返し下さい。［直接］手渡して下さい。

この文書の発信人は第１文書と同じで、スヴァル(～ソヤル)のベグとイミシュという人物が宛先である。用件はトイン=クリ阿闍梨が書記となって書いたトゥリの土地の baš bitig がコチョ=キシルあたりに出回っているのを回収するように指示している。上述、第１、第２文書の事情と直接関係のあるものかどうかは明かでない。ただ、もし関係があるとすれば、「トゥリの土地の baš bitig 」は前節で推測したトゥリの葡萄園売買文書であるかも知れない。そうだとすれば、共同体が何らかの処置のために手放したそれを秘かに回収しようとした、と考えられる。あくまでも想像にすぎないが。

2. 4 第４文書は一種の契約書類である。
(a)　日付：犬年第 11 月 10 日。
(b)　振出人：アラ = テミュル(Ara Tämür)。
(c)　受取人：トゥリ(Turï)。
(d)　事由：トゥリの葡萄園の私(Ara Tämür)へ作ってくれた baš bitig は、’ydyš bitig である。
(e)　用件：以後 čïn bitig だといって紛争を起こさない。葡萄園はいつでも請求があれば、私は返還する。豚年(来年)の使用に対して 60 テンビンの葡萄汁を借用料として正に私は支払う。
(f)　立会人：セヴィンチ = カヤ(Sävinč Qaya), ブダシリ(Budaširi)。
(g)　振出人印記：アラ = テミュル。
(h)　書記：バチャク = トゥルミシュ(Bačaq Turmïš)。

第４文書はアラ = テミュル (第２文書、書簡の発信人) からトゥリ (第２文書受信人) へ振り出された契約書である。そして書記は第１文書と同一人であり、また立会人の一人も第１文書 (f) にみえる。この文書は、第１、２文書と直接関係がある。

以上の文書群から係争事件の事情を推察し、課題の用語がどのように機能したか確かめよう。 事件は兎年から犬年にいたる足掛け少なくとも八

年に及ぶ。この事件は「くにびと」(地域共同体)とトゥリとの間に発生し、ついで仲介にはいったアラ=テミュルとトゥリの間において葡萄園の所有権をめぐり紛争は継続した、ということであろう。「くにびと」の代表者たちは、「くに」のために通貨用の棉布百箇(1 箇：2.5 端分)を［代価として］イナル＝コチから受領し、トゥリの葡萄園を売却しようとした。葡萄園所有者のトゥリに対しては、かれを免税地の葡萄園関与者として派遣し、カラン（税）などの税負担を免除する措置がとられた。この証書（第１文書）はブダシリへ手渡された。あるいは、「くにびと」からトゥリへは何らかの代償 (*töläč*) が約束されたので、トゥリは売却に合意したのかも知れない。それに相当する何らかの証文がトゥリから「くにびと」側へ振り出され、トゥリの葡萄園は「くにびと」側で留保されていた、とみられる。おそらく、アラ＝テミュルはこの葡萄園の取得を目的とし、仲介にはいったのではなかろうか。第２文書（4-5）は、「私は［くに］びとと会見し、貴殿の売却した［？］がわかり」（*män bodun birlä tapïšïp säning sadmïšïng [?] bulun‹u›p*）と解釈しうる。そして「[共同体は］彼（イナル＝コチ）の代わりに私へ葡萄園の提供者となった」(6-7）と続く。これは、アラ=テミュルは葡萄園の処置を任されたことをトゥリへ告げる文言であろう。アラ＝テミュルは続けて、［替え地］を私が「くにびと」へ請求しなければ、結局は［「替え地」証書］は失効になってしまうから、それを、つまり ’ydyš bitig を返却し、「真 (čïn) の」baš bitig を作成して正式に葡萄園を売却して下さい。秋までには売価を用意しますから、ということである。第４文書によれば、トゥリは baš bitig を作り、アラ＝テミュルはそれを受取り、葡萄園もまたアラ＝テミュルの手に帰した。しかしながら、紛争はこれで決着しなかった。どのような理由かは知りようがないが、(トゥリはあくまでも売却を拒否した？)。ついに紛争の発端から八年へて、アラ＝テミュルは葡萄園を返還し、次年度（豚年）分の借地料の支払を契約するに至ったのである。

以上によれば、所有地の売買・交換に証書の授受が行なわれたこと、そして証書の機能が用語によって使い分けられた、と理解される。

３．用語の解釈

3.1 baš bitig

最初に文書の法的問題を取りあげたアラトは、六点の文書に baš bitig の語を見いだした。上述の三点も含まれたが、山田教授は、さらに四点を加えた。人身売買文書の題記には、たとえばその一つに、「クトゥルグの baš bitig なり」(TM 206,D187:山田 1972a,p.201)とあり、他の二点も同じ様式である。つまり、売買された人身の名前を冠して名付けられた。baš bitig の語は、もう一点の漢字題記の「元契」に対応し、同義の語であることを山田教授は見抜かれた。「baš bitig とは、現在知られる限りでは、奴婢の、あるいは奴婢とされる人身の売買証文、また土地の売買証文について用いられているわけで、それを漢語では元契とよんでいたこともわかったが、中国本土で元契という語が用いられたかどうか私は知らない。」「中国人本来の語として元契というのはなかったのであれば、それは baš bitig をトゥルファン地方在住の漢人が漢訳したものであろう。いずれにしろ、現在知られる 10 点の人身売買文書は baš bitig とよばれるもので、土地所有と同質の財産所有権を保証するものであることは疑いないと言ってよい。」(op. cit., p.178)と断言する。土地売買文書の題記は発見されていないが、トゥリ文書の baš bitig の用語は、前章で検討したように、山田教授のいわれる機能を持ったものと理解される。ただ、第２文書（USp. 24, 13)の書簡のなかで、アラ＝テミュルがトゥリへ書いた文言に、「私へ真(čïn)の baš bitig を作り、お送り下さい。[baš] bitig が到着したときにその代りに葡萄園を請求して受り取りましょう。貴殿の葡萄園の売価を秋までに作っておきましょう」とある。この時点では、baš bitig が不可欠の事項の記載を完了しえない段階であることに注意しなければならない。これは権利譲渡の前倒しを迫る事情からであろうか。あるいは売価の授受が完了しない場合にも、売価が決定していれば、権利譲渡の意志表示として baš bitig の受渡しが行なわれたのであろうか。

山田教授が内容への言及を控えたティホノフ発表文書(Kr.IV/618)はトゥグーシェヴァ女史によって再研究された。女史は、土地譲渡の定型的様式の文書とみたが、それは売買契約に付随して生ずる保障（売主の親属その他の妨害に対しての）文言(山田 1962, p. 49-50)に関してであり、実際に妨

害が起こったので、再度その保障責任を明らかにした文書だったかも知れない。いわば、始末書的性格の証書のようにみえる。トゥグーシェヴァ女史の解読では、過去の経緯と baš bitig の用語との関係が必ずしも明確でない。一つの仮定でしかないが、ある葡萄園が私（この文書の振出人ムングスズ＝カヤ）からティングカへ売却され、さらにトゥルミシュ＝テミュル（この文書の受取人）へ転売されたことに関する、と理解される。「ティングカから売価を受け取った（「受け取って」の意味）、baš bitig を与え［るに］、この葡萄園に紛争はない、といって私は文書 (つまり baš bitig)を与えた」という文言は、「私」からティングカへ葡萄園の売買が滞りなく、保障文言つきで行なわれたことを確認したものである。しかしトゥルミシュ＝テミュルへの転売に際して何らかのクレームがあり、再度転売先へ保障証明をせざるを得なかった、ということではなかろうか。

ともかく、baš bitig は、人身および土地の財産所有権を保証するものとした、山田教授の説を再確認しえた、と考える。所有権の移転に際しては所有者が文書を新たに作り、売渡先へ権利書として渡したことも確かなようである。男奴ピントゥングの嘆願書にも[31]“ baš bitig ”の用語がみえる。これまで boš bitig (解放証書)と読み替えられていた用語であるが、「その後、［主人は］私を引き取って、baš bitig をば願い受けたのであった」(19-20)と読むべきであろう。[32] この baš bitig は、正しく漢語の「元契」の題記を持つピントゥング売買文書[33] そのものを指すに違いない。さらにこの用語の性格を示すもう一つの記述がアラト紹介の現存不明文書（80/04）にみられる。アラトの解説に従えば、「かつて買い取った果樹園の baš bitig を探したが見つからなかったらしい。のちに出てきた場合に、これが vučung［無用?］であることを記すことによって、赤い公印を押して新たに一文書が作成された」[34] という。baš bitig を紛失したので、官署をいわば公証人となし権利書を再交付してもらった、ということではなかろうか。権利の喪失を防ぐには公証力を必要としたが、baš bitig そのものは「私券以上のものではなかった」(山田 1972a, p. 179)とみられる。

baš bitig は漢語で「元契」(cf. 山田 1972a, pp. 177, 219)と訳され、「基本文書」(Arat: asïl ve esas vesika; Tuguševa 1983, p. 217)、Hauptschrift(Radloff), head (main) documnt (Yamada), original document (Clark)などと解釈されている。この用語を、いま何と邦訳したらよいか、ここでは所有権を保証する「原本」としておきたい。

「原本」は所有権の移転に際して、売買契約に従って、新たに作成されたのであるから、旧原本と新原本と、どのように区別されたのであろうか。この区別のために、'ydyš bitig と čïn bitig の用語があるのではなかろうか、と私は仮定する。

3.2 'ydyš bitig

この用語は第２、４文書の二箇所に出典する以外、まったく知られていない。トルコ言語資料一般にも、'ydyš の語形に適応するような例が発見されていない。語形の構成については、動詞 *iḍ-*〈なす〉の名詞形 *iḍïš* と動詞 *ïd-*〈送る〉の名詞形 *ïdïš* の場合が考えられている。[35)]

第１例（第２文書（e），12-13）「貴殿のところにある 'ydyš bitig を［共同体へ］与え (〜返却し)、私に真（čïn）の原本（baš bitig）を作り、お送り下さい」。

第２例（第４文書（d），2-4)「トゥリが私に作ってくれた原本（baš bitig）は 'ydyš bitig である。以後、真文書（čïn bitig）だといって私は紛争を起こさない。葡萄園はいつでも請求があれば、返還する」。

クラークによれば、'ydyš (ïdïš) bitig は一時的な一定の目的のために作成された文書に帰着する。その所有者は「真の」原本に“交換”しうるもの、またはのちに、真本として認定されえたものであるという。[36)] この暫定的な「仮文書」という解釈は、アラト、トゥグーシェヴァ女史にも共通したもので、理由の一つは、上記第１例の訳において「［共同体へ］与え」とみたところを、「私へ与え」と理解したことであろう。つまり、第１例は「貴殿のところにある仮文書を私に［とりあえず］与え、［後で］真の原本を送り届けよ」というほどの意味となる。この場合、「仮文書」は文脈から「貴殿」と「共同体」との取り交わし文書に違いない、と考えれば、第三者（私）が取得しても法的効力があるかどうか。私券は当事者だけに拘束力が及ぶわけであろうからである。従ってこれまでの解釈にはただちに賛成しがたい。次に第２例の解釈について、ラドロフは「これは主文書であり、のちにはすべてに真実の文書たる、'ydyš (idiš) 文書である」(USp.p.6) と訳し、クラークは「私へ作り与えたトゥリの葡萄園の原本は、'ydyš (ïdïš) bitig である。そして *song barïn(?)* ［*song bayan*: 以後、cf. 山田]、真本である、と私はいう。そして私は紛争は起こさないだろう」(Clark 1975, p. 226)とする。この場合もいうまでもなく、「仮文書」的意味に解釈

し、一見筋が通るようにみえるが、とくに後者クラークの訳は明らかな誤訳である。われわれには真本とは反対の意味で、’ydyš bitig が行なわれたようにみえる。

少なくとも「仮文書」的意味には従い難いのである。ただ、クラークは「交換しうるもの」との意味から ïdïš bitig の語形を与えたが、もしそうであれば、「交換文書」という名称は文書の持つ法的効力を示した、と考えられるから、われわれの文書解釈と一致するかも知れない。第１例の文言に対する事実を、前章において土地の交換（替え地）であると推論したからである。第２例では、売価の授受が未完了の段階で、baš bitig の受渡しが行なわれえたことを指摘した（前章参照）が、結局売価の替わりに土地交換によって紛争が終結したとも考えられなくはない。しかし、それにしても文脈の理解に多少無理が生ずるように思われる。いづれにしても、同一財産について baš bitig と ’ydyš bitigとは法的効力において両立しがたい用語である。語形の解釈を含めて、いま決定的アイディアは浮かんでこないが、“ iḍiš bitig ” とみて、「処置済み文書」すなわち失効文書と解釈できまいか。

3.3 čïn bitig

すでに「真」と訳したが、中国語から借用され、早くからトルコ語において “ true, genuine ”（ED, p. 424） の意味で使われたようである。クラークは「文書が偽でないという判断以上のものではない」[38] と述べるが、時に貸借文書(TM 73)[39] の末尾に “ čïn ” の文字が書いてある。文書が「真正」に機能することを宣言しているようにみえる。トゥグーシェヴァ文書(Kr.IV/618)の用例を引くと、「čïn といい、čïnの故に.....私は文書を与えた」[40] と述べ、証文の文言の通りに文書の事実が機能したことを強調している。この用語は baš bitig の法的効力を正当化する場合に使われたとみられる。

４．むすび

これまで十分に解明されていないトゥリ関係の四文書の再検討を通じて、baš bitig （原本）、’ydyš (ïdïš/iḍiš) bitig 、čïn bitig（真本）の意味について考察した。四文書のうち、少なくとも三文書は、トゥリ所有の葡萄園の売買に関して生じた経緯を示す。売買文書そのものは未発見であること

もあって、係争事件の全容は明かでない。しかしながら、baš bitig（原本）とよばれるものが所有権の移転に不可欠なものであり、人身売買文書の実例からみて、葡萄園の売買にも売主によって作成され、買主に権利証書として渡されたことは疑いない。売買文書の実例には、売主と買主、当事者間の売価協議および買主の売価受領に関する文言も不可欠の事項として含まれた。そして人身売買文書のいくつかには、それを入手した買主が文書の題記に、baš bitig と記した。ところで、売買文書の実例によれば、たとえば、第１章で例示した文書末尾の「私、メンギュが、ベグ=テミュルに三度言わせて、書いた」（Ry 543, 23）とあるベグ=テミュルは売主であり、文書が売主の証言であることを明示する。すなわち、売主の証言に基づいて売買契約が成立し、履行されて売買文書そのものが権利証書として買主に渡されたのである。売価の協議および売価の授受に関する文言も売主の証言を確実にするものであったに違いない。注意されることは、「売価の授受が完了しない場合にも、権利譲渡の意志表示として baš bitig の受渡しが行われえた」（第３章第１節参照）。また「ティングカから売価を受け取った（〜受け取って？）、baš bitig を与えるに」（同上参照）という。baš bitigの本質は「人身および土地の財産所有権の保証」（山田　1972a, p. 178）にあるようにみえることである。この点について山田教授の炯眼にまったく同感である。売買文書が baš bitig（原本）とよばれるのは、そのような本質的意味を持つからであり、必ず売主から買主に渡されたのである。クラークによる「唯一の原本と原本の複製が書記によって作成された」という見解は事実に反するものである。baš bitig の授受の仕組みを理解しなかったからであろう。’ydyš bitig については十分な解明に至らなかった。おそらく baš bitig の法的効力の消失を認識した用語ではなかろうか。あえて判断すれば、iḍiš bitig（処置済み文書？）ではないか。また čïn bitig（真本）は baš bitig の法的効力の継続を認識した用語であろう。

注

1)　山田 1972a, p. 167.™

2)　『中央ユーラシア史の再構成――新出史料の基礎的研究――』（研究代表者山田信夫、昭和61年度科学研究費綜合研究A）、昭和62年3月、pp. 1-36（以下「山田科研」と略す）。なお、本稿の文献略号と文書番号はこれによる。

3)　Arat 1964c : この論文は現在も未発表文書に関する重要な情報源である。山田 1972a (p.177) によれば、アラトが 80/40,179/30 の番号で示した文書は現存ベルリン収集品には見当たらない。

4)　Clark 1975b, pp. 218-256.

5)　「山田科研」p. 4.

6)　Arat 1964c, p. 26.

7)　Clark 1975b, p. 218.

8)　Cf. G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford 1972, p. 303(以下“ ED ”と略す).

9)　Cf.Clark 1975b, p. 220.

10)　Clark 1975b, pp. 221-222.

11)　護 1960, pp. 22-50[1B04]. クラークはその他３例（[1B02], Malov 1951, 02;[3A01], USp. 3;[5A04],USp. 14）を挙げるが、いづれも同様な意味にとる(cf.Clark 1975b, p. 220-221)。

12)　山田 1965, p. 132; 山田 1972a, pp. 176-177.

13)　山田 1972a, p.176.

14)　山田 1963a (pp. 59-60) によれば、「あとがき」として冒頭の日付より１日([4B03], USp. 61)、３日 ([4B06], USp. 114) 遅れた日付で代価の領収証文が書かれる場合があった。代価の決済が当日に完了しなかったからで、あとの日付にこの文書が新しい所有者（買主）に渡されたのであろう。また、ピントゥング男奴売買文書 ([4B13], [4B14]) は別に代価領収書が作られたが、その漢文の記載によれば、代価が分割払いされた経過があった。代価の決済が完了した日付で上記文書が作成された(cf.Oda 1987)。

15)　山田 1965, pp. 129,132.

16)　カラン(qalan)はモンゴル支配下のイランで地租(Abgaben von angebauten Ländereien)の名として知られた（TME III, p. 489)。ウィグ

ル文書では、ツィーメ P.Zieme の音訳によると、USp. 77 に *“yir baš-ïn-qa qalan tutup”* 〈土地の「頭」へカランをとって〉(5-7)とある。ツィーメは「土地の地主(?)へ土地税を納めた(?)」(hat dem Oberhaupt(?) des Bodens die Bodensteuer gezahlt(?))とするが、私は「土地［の広さ(?)］にもとづいてカラン（税）を負った」と解釈すべきではないか、と考える。*“qalančï bodunlar”* 〈カラン負担者（の）［くに］びと〉(5)；*“qalansïz quvraγlar”* 〈カラン非課税衆〉(7,14)；*“qalanlïq yir”*〈カラン課税地〉(7-8, 12)とある。USp. 77は十分解読されていない文書の一つであるが、税目の性質を解く鍵となりそうな文書である。Cf.P.Zieme,“Ein uigurisches Familienregister aus Turfan,” *AoF* 9 (1982), pp. 266-267.

17) Tuguševa 1983.

18) *“ucqur”* 〈取締人?〉は不明の語である。ED, p. 23a: *icqur* ‘belt’ に関係するようにみえる。

19) (f) のブダシリは USp. 21 にもみえる人物で、そこではインチュへの人員の受領を行なっている。 なお、USp. 21の関係箇所の音訳と解釈について以下のようにみる。

(7)bo altun qya qarγu (?)-nïng tuḍup (8)turur qalan-ïn il öngdün-indä (9) üṣüp budaširi-qa borluq-čï (10) birtimiz:

「このアルトゥン＝カヤ＝カルグ (?) の負っているカラン（税）を公衆の前で免除して、かれをブダシリへ葡萄園関与者として与えた」。Cf.Clark 1975b, pp. 430, 439-440.

20) Cf.Zieme 1981f, pp. 243-254; Oda 1987, pp. 70-73.

21) 「売却しようとした」(*saḍs(a)dï*:Tuguševa 〜 *saḍ-a-dï?*) については、他に類例がないが、いまトゥグーシェヴァ女史の解読に従う。*saḍsadï <saḍ-ïγsa-dï ??*

22) ラドロフは *“yir bulun<u>p”*(USp. 24, p. 33)と解読し、クローソンもまたそれに従う(Cf. ED, p. 344)が、字数はもっと多いようにもみえる。納得しがたい。*“bitig”* 〈文書〉または *“nätäg”*(??)〈理由〉など考えられる。

23) *“manga ornïn-ta borluq birmäkčï boldï”* 〈[共同体は］彼の代わりに私 に葡萄園を委ねることを決定した〉(Tuguševa)。

24) Tuguševa 1983, pp. 212-213.

25) Cf.Tuguševa 1983, p. 215 (I, 10).

26)　Tuguševa 1983, pp. 213-214.

27)　ここはトゥグーシェヴァ女史の誤訳であり、クラークに従う。Cf.Clark 1975b, p. 438; Tuguševa 1983, pp. 213(5-6)-214.

28)　Tuguševa 1975b, pp. 92-101.

29)　山田 1963a, p. 49-50.

30)　Tuguševa 1975-02 (tikh66-01): *"tïngaq-a-tïn saḍγïn almïš baš biḍigin birip bo borluq-(t)a čamïm qarγaš-a yoq täp biḍig birdim"*(5-7).

ここのところを、クラークは baš bitig を返却して、新しい文書を与えた、と解し(Clark 1975b, p. 226)、トゥグーシェヴァ女史は「私は、この葡萄園に対して私には主張する権利がないという書面による証明書を渡した；［この］証明書の価値の確認として、私はティン[ガ]カからそれを買ったことについての文書の原本を渡した」(Tuguševa 1975b, p. 96)と訳す。トゥグーシェヴァ女史は *"saḍγïn almïš"* を「買った」と解したが、私は「売価を受け取った」、つまり売ったと解釈したい。

31)　Cf.Malov 1951, Ю p.(1) の写真（20 行目）。

32)　この文書の発表者のマーロフもテニシェフ・馮家昇も *"bos bitig"* (解放文書）と読み違えた(Cf. Tenišev 1958; Feng 1960a; Malov 1951, p. 202)。山田教授もクラークもそのままであった(cf. 山田 1968b, p.101; Clark 1975b, p. 243)。

33)　Feng Pint. No.2 [4B13].

34)　Cf.Arat 1964c, p. 26.

35)　Cf.Clark 1975b, pp. 228-230.

36)　Cf.Clark 1975b, p. 230; Arat 1964c, p. 27; Tuguševa 1983,p.218.

37)　Cf. 山田 1972a, p. 190(01-16) [4B02].

38)　Cf.Clark 1975b, p. 232.

39)　Zieme 1980a, *AoF* 7: IX-8 [1B22-09]

40)　Tuguševa 75-02 (5-6), p. 95.

文献と略号

ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish,* Oxford 1972.

Arat1964c: R.Rahmeti Arat, Eski Türk Hukuk Vesikaları, *Journal de la Société Finno-Ougrienne* (Helsinki), 65-1(1964), 77p.

Clark 1975b:L.V.Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan(13th-14th CC.*)[Dissertation,Indiana University,Ph.D.,1975 (Xerox University Microfilms, Ann Arbor,Michighan).

護 1960: 護雅夫 1960「ウィグル文葡萄園売買文書」『東洋学報』42-4。

Radloff 1928 (USp.): W.W.Radloff, Uigurische Sprachdenkmäler, Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S.Malov herausgegeben, Leningrad 1928 (repr. Osnabrück 1972).

TME III: G.Doerfer,Türkische und Mongolische Elemente im Neupersische, Band III, Wiesbaden 1967.

Tuguševa 1975: Тугушева, Л.Ю., Два уйгурских документа из рукописного собрания ЛО ИВ АН СССР. *ST*'75-4: 92-101, pl.-2.

Tuguševa 1983: Тугушева, Л.Ю., Деловые письма уйгуров из коллекции А. Грюнведеля. *IKCA*: 209-220, pl.+2.（「A. グリュンウェーデル収集ウイグル文事務書簡」『中央アジアの歴史と文化』モスクワ 1983年)。

Zieme 1981: P. Zieme 1981, Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistsche Klöster. *AoF* 8: 237-263, pl.+4.

追記：その他の略号は「山田科研」(山田信夫、他「ウィグル文契約文書の総合的研究」『内陸アジア史研究』第４号(1988)、pp. 1-36)を参照されたい。（注２参照）